

| 意見1 せん定枝の収集日の設定について | | | |
|---------------------|--|--|----------------------|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 環境関連 | <p>(1) 上依知上町自治会</p> <p>■家庭から出るせん定枝等は、資源としてリサイクルするため、市資源再生センターへ電話連絡し、戸別に収集をお願いしている。</p> <p>少量しかない場合は、回収の依頼をなかなか頼みにくく、もえるごみの日にせん定枝が出されてしまっているのが見受けられる。</p> <p>そこで、せん定枝等の収集日を月内に設けて、少量の場合はその日に出してもらい、大量の場合は現状のとおり戸別収集すれば、ごみの減量と資源の有効活用につながるのではないかと。</p> | <p>■ごみの減量と資源の有効活用のため、開発された戸建住宅地で生け垣等が多い地域（みはる野・鳶尾・毛利台・古松台・宮の里地区）においては、集積所による収集を実施しています。</p> <p>家庭から出るせん定枝の収集に当たっては、45ℓ以上の袋又は束により収集していますが、少量の場合、戸別収集をお願いすることをためらってしまう等の御相談や御意見が寄せられることもありますので、御提案いただいた内容に沿って自治会長と相談させていただきながら、集積所等で収集していく方法を検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■現在、上依知上町自治会長と連絡・調整を行い、周辺の自治会も含め、排出方法等を検討しています。また、収集運搬事業者については、当該自治会区域を含む周辺地域での集積所収集を依頼済みです。</p> | 【循環型社会推進担当】 環境事業課 |

| 意見2 避難所の新設等について | | | |
|--|---|---|--------------------------------------|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 防災関連 | <p>(1) 上依知上町自治会</p> <p>■上依知上町自治会の指定避難所は、依知北公民館と上依知小学校となっている。</p> <p>上依知地区で上町、中町からは遠く急坂でもあり、車を使用しないと高齢者等はなかなか避難しにくく、小学校へ向かうより工業団地方面へ行く方が避難しやすい。</p> <p>工業団地内の企業に協力をいただき地域住民が避難できるようにならないか。</p> | <p>■コロナ禍での避難所については、避難所での感染リスクを下げるため、より多くの避難所の開設が必要です。</p> <p>地域における避難場所として、地元の企業等の民間施設を活用させていただくことは、大変有効であると考えます。</p> <p>今後も引き続き、他の事例も参考に協定等を活用するなど、避難所の拡充について検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【市長室】 危機管理課 |
| | | <p>■災害時等に、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者の安全を確保するため、指定避難所における生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、付添いを原則として、特別養護老人ホーム13か所、介護老人保健施設7か所、障がい者施設7か所と災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書を締結し、災害時等に受入れの要請をしています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【福祉部】 介護福祉課 |
| | | <p>■上依知老人憩の家は、昭和61年建設で築34年経過しています。なお、平成20年度に外部塗装工事を行い、施設の適切な維持管理に努めています。</p> <p>老人憩の家を始めとする公共施設の今後の方向性を定める計画について、令和元年度に実施した施設の劣化度調査の結果を始め、施設の立地環境や機能面での課題点などを踏まえ、計画案を作成しているところです。</p> <p>今後については、市民の皆様の御意見を伺う市民参加手続を経て、令和2年度中に計画を策定していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■公共施設の今後の方向性を定める計画については、令和2年度中の策定を予定していましたが、市民の皆様に御理解をいただきながら、より丁寧に進めるため、策定スケジュールを見直し、令和3年度中に策定することとしました。</p> | 【政策部】 行政経営課 【福祉部】 介護福祉課 |
| <p>■地区内の公共施設は、上依知児童館、上依知老人憩の家があるが、川から近く水害が発生すれば被災してしまう可能性が高い。老人憩の家に関しては、既に築30年以上が経過しており、老人憩の家の建て替えの計画があれば、児童館や集会場などを含む複合施設として、より高台の場所に建築してもらいたい。</p> | | | |

| 意見3 スマートインター周辺道路への影響等について | | | |
|---------------------------|--|--|------------------|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 道路・交通関連 | <p>(1) 猿ヶ島自治会</p> <p>■スマートインターが完成した後の周辺道路への影響はどのような想定をしているか。</p> <p>座架依橋や昭和橋付近でさらに交通量が増えることが予想されるが、混雑解消へ向けての対策はどのようにするのか。</p> <p>また、河川道路は速度50キロ規制になっているが、農免道路、猿ヶ島地区周辺での速度規制の提案と猿ヶ島地区から河川道路への信号機設置など提案する。</p> | <p>■信号機の設置や道路交通法に関する規制については、県公安委員会の所管であり厚木警察署が窓口となります。</p> <p>厚木警察署に伺ったところ「信号機や規制の設置は、周辺住民や道路利用者に大きな影響を与えます。そのため地元の総意として自治会から警察に要望書の提出が必要となります。要望書の提出を受け、規制等の必要性について、調査していきます。」と回答がありましたので、御理解のほどお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【協働安全部】 交通安全課 |
| | | <p>■開通後における交通量の変化については、完成後に交通量調査を実施し、平成26年度に実施した着手前調査結果との比較により把握するとともに、地域の皆様が安心・安全に生活できる環境となるよう、結果に基づき検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■現在、開通直後における交通量の調査を実施しており、令和3年度に実施を予定している交通安定後の調査結果と併せ、検証していきます。</p> | 【道路部】 道路整備課 |

| 意見4 交差点コーナーの隅切り改良について | | | |
|-----------------------|--|---|----------------|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 道路・交通関連 | <p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会内の道路に多数の交差点があり、通学路としても利用されているため十分な安全確保が必要ではないか。道路幅員の拡張や歩車道分離するガードレール設置が望ましいが現状では実施が困難だと思う。</p> <p>安全対策の一つとして、見通しの悪い交差点に隅切りの設置を推進するため、登記や所有権移転は求めず、任意で民地の角を隅切りとして塀や生垣の撤去をお願いし、協力いただいた方に対しては、安全コーナー協力金として一律50万円の補助等ができないか検討してもらいたい。</p> | <p>■民地のまま隅切りを設けた場合、道路区域としての位置付けができないため、道路管理上好ましいことではないものと思われま。</p> <p>なお、隅切り用地を市に提供していただいた場合には、有償・無償のいずれかにおいて、用地取得させていただくとともに支障物件の補償費についてもお支払いし、隅切り用地の確保に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【道路部】 道路管理課 |

| 意見5 ごみ収集方法の地域差について | | | |
|--------------------|--|--|----------------------|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 環境関連 | <p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■ごみ出しは、地域のつながりに役立っている。戸別収集の実施に当たっては、地域特性を考慮してほしい。</p> <p>ごみ置き場の清掃当番やごみネットなどの管理交換、また、集積所には分別ごみリストを掲示し正しい分別による資源化への意識啓発につながっていることや清掃員の方への感謝文を掲示しているところもある。</p> <p>ごみ出しの際のあいさつやごみ出しのお手伝いが、子どもたちの社会参加の第一歩として役立っている例もある。地域のつながりが弱い地域と強い地域では、ごみ出しの意義が異なることに配慮して、一律に戸別収集とならないようにしてほしい。</p> | <p>■戸別収集については、ごみ出し負担の軽減や排出者責任の明確化、分別意識の向上などが図られ、ごみ減量にも寄与するものと考えていますが、集積所収集による地域コミュニティの形成や地域のごみ収集日に、市職員が対象世帯を訪問し、お声を掛けて安否を確認するなどの有益な事例もありますので、総合的に検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【循環型社会推進担当】 環境事業課 |

| 意見6 行政データの自治会提供について | | | |
|---------------------|---|--|--|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 自治会活動関連 | <p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会運営もホームページやSNSを利用して運営の効率化を図っている。</p> <p>自治会活動の運営上必要になる情報の記入は、手書きになることが多く、現地の状態を調べるにも手間暇がかかる作業を必要としている。</p> <p>役員の手間を省くためにも、市が保有しているデータの貸与ができないか。</p> <p>・貸与いただきたいデータ 航空写真、資産税課地番図、道路台帳、学校区図、ごみ集積所地図、交通規制図、防犯灯管理図、住宅地図</p> | <p>■市が所有する二次利用可能なデータをオープンデータとして、市ホームページのオープンデータポータルサイトで公開しています。</p> <p>航空写真については、自治会からの御要望に応じてデータ提供しており、手数料条例による証明代が必要となりますが、証明代の減免の取り扱いについては、自治会運営でどのように使用されるのかを、自治会の所管課（市民協働推進課）が確認した上で調整します。</p> <p>また、地番参考図（資産税課地番図）、道路管理台帳（道路台帳）、通学区域図（学校区図）、ごみ集積所の配置図（ごみ集積所地図）及び防犯灯管理台帳（防犯灯管理図）のデータを提供する場合も複製代が必要となりますが、自治会の運営に必要なデータに限っては、無償となります。</p> <p>なお、交通規制図及び住宅地図については、市の行政データには該当しませんが、必要な場合は御相談ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【政策部】 情報政策課 【協働安全部】 市民協働推進課 |

| 意見7 申請用紙の電子化について | | | |
|------------------|---|---|--------------------|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 自治会活動関連 | <p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会から市へいろいろな書類を提出するが、先日、他の自治会長が公民館から書類の電子データをもっているのを聞き、同じ様に電子データもらった。</p> <p>今までは、市から配られた申請用紙と記入見本を参考に過去の提出書類を探して漏れのないよう手書きで作成していたが、申請のフォーマットがあれば、記入が簡単になる。</p> <p>これからの自治会役員はパソコンが使えるので、申請用紙はワードなど電子データで配り、紙の申請用紙は段階的に廃止されたい。</p> <p>電子データで扱いをする場合には、以下を考慮してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請の記入例も別タブで参照できるように用意する。 ・記入専用のタブを用意し、印刷は別タブの用紙に自動転記させる。 ・記入専用には詳しい入力時の説明を追記する。 ・希望の自治会長には、過去の申請データを市で保管し閲覧させる。 <p>これらにより自治会役員交代時にも引継ぎが円滑になり困らない。</p> | <p>■申請用紙等については、市ホームページに電子データとして掲載していますので、御活用ください。</p> <p>なお、電子データを扱う環境にない方もいることなどから、紙の申請用紙も必要であると認識しています。</p> <p>また、過去の申請内容を確認する場合は御相談ください。</p> <p>御提案いただきました内容については、参考とさせていただきます。自治会の負担軽減に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【協働安全部】 市民協働推進課 |

| 意見8 コロナ禍の避難所等について | | | |
|-------------------|---|---|----------------|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 防災関連 | <p>(1) 山際団地自治会</p> <p>■新型コロナウイルス感染症拡大により、台風や地震により避難所に避難する際には、3密を避けるなど感染症対策を取らなければならない。</p> <p>避難所での感染症対策のため、市としてどのような備品や物品を準備しているか。また、身体的距離を考慮すると避難場所も増やしないと避難できない方も出てくるのが考えられるが、各地区の新たな避難場所はどの程度確保されるのか。</p> | <p>■避難所における感染症対策としましては、受付での健康状態のチェック体制を始め、ソーシャルディスタンスを確保した避難スペースや発熱・咳等の症状がある方の専用スペースの確保などが必要となり、これらに必要な物品として、消毒液やマスク、非接触型体温計、室内用テントなどの様々な物品の準備を進めています。</p> <p>また、コロナ禍での避難場所については、より多くの開設が必要です。今までは公民館を始め、小・中学校の体育館を開設していましたが、体育館だけでなく特別教室等の使用についても調整を図るとともに、市内2つの大学と新たに協定の締結を進め、避難場所の確保に努めているところです。</p> <p>また、市民の皆様には、ハザードマップ等を確認いただき、御自宅が安全な場合の在宅避難や親戚・知人宅への分散避難のほか、車中泊避難ができる施設として文化会館と荻野運動公園を開放しますので、あらかじめ避難時の行動を御検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■感染症対策物品は配備済みです。</p> | 【市長室】 危機管理課 |
| | <p>■避難備蓄品の中に消毒液や大量のマスクがなかったために、自治会として配布できなかったことが悔やまれる。</p> <p>今後において、小・中学校等に置いてある防災倉庫はもちろんのこと、各自治会の防災倉庫にも、消毒液やマスクは大量に備蓄しておくべきではないか。</p> <p>市として配給予定はあるか。</p> | <p>■コロナ禍において、避難所開設に必要な備品については、順次配備を進めているところです。今後、台風シーズンを迎えるに当たり、避難所運営がスムーズに行われるよう充実に努めていきます。</p> <p>なお、マスクや消毒液等については、地区担当班職員が避難所を開設する際に配備することとしていますが、防災倉庫への備蓄については、検討させていただきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■感染症対策物品は配備済みです。</p> | |

| 意見9 解体業者等の実態の点検と指導強化について | | | |
|--------------------------|---|--|---|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 商工業・観光 | <p>(1) 下川入第二自治会</p> <p>■あつぎ郷土博物館裏の中津川土手沿いの道路や睦合老人ホーム付近の下川入地区は、道路が整備されて圏央道への便利さもあり、産業廃棄物や建築廃材の解体業者や物流会社の車庫等業者が多く営業するようになっている。</p> <p>市街化調整区域で緑化推進地区であるのに立派な作業小屋や宿舎と思われる建物があり、焼却炉で黒煙が出たり、狭い道路上に車や物が置かれたりしている。</p> <p>自治会で要請に行っても外国人が多く、その場で返事をするだけで改善しないことも多い。新たな業者も「ここは少し違反しても大丈夫」だとか「あそこもしている」等、守るべきルールもだんだんといい加減にされてきてしまう。</p> <p>ここ10年で中津川沿いの下川入地区は、環境と治安の悪化を感じるようになってきている。</p> <p>令和元年11月に県や市の関連部署に要請に行った。業者に対して指導してもらったが、依然として改善が見られない。</p> <p>産業廃棄物の指導をする県や市の関連部署が一体となって定期的に点検と指導を徹底してもらいたい。</p> | <p>■当該地区の違反建築物や道路上に物が置かれる等の不法占用に対しては、定期的なパトロールや通報等を通じて早期に発見し、事業者等へ自己所有地内へ収めるよう指導を行っています。</p> <p>一旦は是正されるものの、時間の経過により是正前の状態に戻ってしまう状況が見受けられますので、引き続き関係部署等と連携を図り、粘り強く指導していきたいと考えています。</p> <p>また、屋外焼却については、県の条例により規制がされており、設備基準等に適合した焼却炉を使用しない野外焼却は原則として禁止されていますので、黒煙が上がっている時に連絡をいただければ、何をどんな設備で燃やしているのか現場を確認し指導します。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。引き続き、パトロールや事業者への指導をしていきます。</p> | <p>【環境農政部】 生活環境課</p> <p>【まちづくり計画部】 開発審査課、 まちづくり指導課</p> <p>【道路部】 道路管理課</p> |